

## 【別紙】

(仮称)西郷村台上地区太陽光発電事業環境影響評価方法書に対する福島県環境影響評価条例（平成10年12月22日福島県条例第64号）第11条第1項の意見

### 1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、西白河郡西郷村大字小田倉地内外の丘陵地において大規模な太陽光発電所を新設することを想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低く、ほとんどの事項が未定及び検討中とされていることから、今後、十分に検討を加えて、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）においては、それらの具体的内容を明らかにすること。
- (2) 本事業の持続性については、固定買取価格制度（FIT）における位置付けを含め健全に事業展開が実行可能なことを明らかにすること。
- (3) 対象事業実施区域から、まとまりのある自然植生、生物相の豊かな場所、保安林、希少な動植物の生息地、鳥獣保護区、主要な眺望点からの眺望に著しい影響を及ぼす場所、埋蔵文化財包蔵地等の太陽光発電事業との併存に困難があることが明らかな地域を極力除外すること。

また、本事業計画の実施により、近隣に存在する重要な水源、景観資源、学校施設、交通等に支障を来さないようにすること。

なお、防風保安林及び土砂流出防備保安林については、本事業の実施により、それらの機能の発揮が損なわれることが懸念されるため、必要な調査、予測及び評価を行い、その結果、当該機能の減退が明らかとなった場合には、対象事業実施区域から除外すること。
- (4) 本事業計画の実施まで長期間を要する場合には、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境又は自然環境の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。
- (5) 環境影響評価を実施するに当たっては、その基礎となる資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価手法を採用するとともに、住宅等の分布、地形その他社会的自然的状況等の多面的な視点から複数案を検討し、綿密な調査の実施により、太陽光発電施設及び関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるようにすること。

なお、環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じてそれらを見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 本事業計画の実施に伴い使用する建設機械、車両、資材の搬出入及びその経路等については、生活環境への影響が大きく懸念される事項であることから、道路拡幅等を含め予め綿密に検討すること。

なお、上記輸送経路については、住宅等の分布に加えて、砂防指定地や日光国立公園等の重要な景観資源等の所在にも留意し、複数案を比較検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

(7) 本事業計画の実施に当たっては、周辺地域住民の理解が不可欠となることから、必要な情報の事前周知、十分な説明と意見の聴取を確実に進めるとともに、当該関係地域が現在自然豊かで極めて閑静であることを踏まえ、事業者として、当該住民等の一番の不安がどこにあるのか、細心の注意を怠りなくすること。

なお、環境影響評価の実施に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の現状の的確な把握が不可欠なため、準備書の作成に当たっては、当該区域及びその周辺の要所の現場写真を使用する等して、閲覧者が地域事情について、視覚的にも十分な情報を得て理解が深められるようにすること。

(8) 事後調査の計画については、予め想定される追加保全措置を含め綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 2 大気質について

対象事業実施区域周辺には住宅等が点在しているため、建設機械や車両より発生する排出ガス等による影響が懸念されるため、造成工事等の施工、工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等については、周辺地域住民の生活等に影響が及ぶことがないよう、気象を含む地域特性を踏まえた上で十分な低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 3 騒音、振動及び低周波音について

(1) 対象事業実施区域周辺には住宅等が点在しており、騒音、振動及び低周波音（以下「騒音等」という。）による影響が懸念されるため、本事業計画の実施に伴い発生する騒音等については、起伏に富む山間地に位置する状況を踏まえ、造成工事等の施工、工事用資材の輸送等を含め周辺地域住民の生活や畜産業等に影響を及ぼすことのないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら十分な調査、予測及び評価を行い、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

(2) 騒音等については、科学的に未解明な部分も多いことから、それらの調査、予測及び評価を行うに当たっては、過去の被害事例等も調査し、変電器や変圧器の配置、資材の輸送等の措置を含め、綿密に実施することとし、計画施設稼働後に当該影響が確認された場合の対策についても検討し、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

## 4 地形・地質について

(1) 大規模太陽光発電所については、工事中及び稼働中の周辺への環境影響を最小化する上で、安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、地表及び地下の地層

構造の実状を確認するため、適確なボーリング調査等の地盤調査を実施し、その結果を準備書に具体的に記載するとともに、これに応じて適切な施工計画を策定すること。

なお、対象事業実施区域及びその周辺には複数の砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域の該当があることから、今後、本事業計画を進める中で、特に施工中の地盤の緩み等から二次災害を発生させること等がないよう、土砂災害防止の観点から土砂流出防止対策等について十分な検討を行い、その内容を十分に裏付けられる調査計画を根拠とともに準備書に具体的に記載すること。

また、那須火山群は、火山群として保護するに値する重要な地形に当たるため、本事業実施による影響の有無、程度等について十分に検討を加え、その結果を準備書に具体的に記載すること。

- (2) 本事業の実施に伴う土地の切盛りは、必要最小限の計画とし、その内容を準備書において具体的な数値を用いて説明すること。

## 5 水環境について

- (1) 対象事業実施区域となっている丘陵の麓には、湧水や井戸に依存した地域住民の生活、溪流に特有の自然生態系等が存在しているため、土砂流出による水の濁りも含め、大規模な森林伐開等により、湧水、河川水等に影響を及ぼすことのないようにすること。

なお、土地の改変や森林の伐採に伴う水環境への影響については、地下水への影響も含め、綿密な調査、予測及び評価を実施し、当該影響が回避、低減されるよう、必要な環境保全措置についても具体的に準備書に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、阿武隈川及び那珂川の各水系の上流の重要な水源地であり、生活用水や農業用水等として湖水、湧水、井戸水、表流水等の利用があることから、土地の改変等による地下水、湧水、表流水等の水質及び水量への影響について、造成等の施工による一時的な場合も含め、十分に低減が図られるよう検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、当該地域は、飲用水を含む生活用水の確保を井戸や沢等の水環境に強く依存しているため、現実に使われている生活用水源を綿密に調査するとともに、調査ボーリング等の結果を勘案して、地下水や地表水の状況から水の涵養及び収支の実状を把握して、その結果を関係地域住民に丁寧に説明すること。

- (3) 本事業の実施に伴う汚水や濁水の周辺河川等への直接流出を確実に防ぐため、適切な生活排水対策、仮設沈砂池の設置、維持管理等の環境保全措置を綿密に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 6 動植物・生態系について

- (1) 生態系は多くの動植物が結びつくことにより、また、生息環境も連続して機能するものであることを踏まえ、本計画施設の設置及び施工方法等については、関係水域に生息している水生生物を含め野生生物の生活に極力影響がないよう、必要に応じて専門家の助言を受けながら、造成工事等の施工による一時的な場合も含め当該影響の十分な

低減が図られるように検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、福島県内の山と丘陵地については、既に多くの再生可能エネルギー関係の開発の進展及び計画があるが、尾根上には特有の植生分布が知られており、保護する必要があることから、開発を進める場所とそうでない場所を合理的な理由により鑑別すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、那須連山の北東側に続く丘陵地の一部に当たり、元来自然豊かな場所であることから、ニホンカモシカ、クマタカ、モリアオガエル、マツバニンジン等の希少性の高い動植物の生息が予想されるが、環境影響評価方法書に記載されている動植物の調査を予定している対象範囲、踏査経路、調査地点等が、広大な対象事業実施区域に比して過少かつ不均衡であると考えられるため、再度十分に検討し、植生の調査については、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等を採用する等、調査の方法、範囲、頻度等を綿密にして、現状を精確に把握できるようにすること。

なお、予測及び評価に当たっては、可能な限り厳重な条件を設定することとし、対象事業実施区域において生息している可能性の高い重要な夜行性動物と考えられるヤマネ、コウモリ類、フクロウ類等の生息状況も、適確な調査により確実に把握できるようにすること。

また、対象事業実施区域及びその周辺において重要な野生生物の生息が確認された場合、予測及び評価に十全を期すとともに、必要な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

- (3) 本事業計画の実施により土砂の流入、水の濁り、湧水量の減少等による河川の源流域への影響が懸念されることから、各沢の源頭近傍も含め可能な限り調査地点を多く設ける等、水生生物の調査は綿密にすること。

なお、特定の生物種について現存個体数が少ないとすれば、相応に希少である可能性が高いことに留意すること。

- (4) 本事業計画の実施に伴い大規模に森林を伐開することが想定されているため、林縁効果について考察を加え、補植計画等の適切な代償措置を策定して、その結果を準備書に具体的に記載すること。

## 7 景観について

- (1) 太陽光発電施設の大きさ、形、塗色、配置等については、反射光や異質感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、当該影響について十分な低減が図られるよう検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域は日光国立公園に近く、那須岳等の重要な観光地から眺望できる位置にあり、本事業計画の実施により重要な観光資源である自然景観が損なわれる可能性があることから、景観への影響が最小限となるよう、工作物の形態や配置について、必要に応じて専門家の助言を受けながら、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、本事業計画実施によるこれらの景観への影響を極力回避及び低減すること。

なお、景観に係る調査地点として、那須岳中の大倉尾根を追加すること。

#### 8 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域は、日光国立公園に近く、那須岳等の重要な観光地から眺望できる位置にあり、本事業計画の実施により重要な人と自然との触れ合いの活動の場の機能が損われる可能性があることから、人と自然との触れ合いの活動の場への影響が最小限となるよう、工作物の形態や配置について、必要に応じて専門家の助言を受けながら、十分な調査、予測及び評価を行うとともに、本事業計画実施によるこれらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響を極力回避及び低減すること。

なお、人と自然との触れ合いの活動の場に係る調査地点として、那須岳中の大倉尾根を追加すること。

#### 9 廃棄物等について

- (1) 本事業計画では、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、当該発生量の予測及びそれらの適切な処理方法を十分に検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。

なお、建設残土の対象事業実施区域外への搬出は極力しないこと。

- (2) 本事業計画を進めるに当たり、発電設備の耐用年数や更新時期について、予め考察を加え、将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画とすること。

#### 10 放射線の量について

対象事業実施区域及びその周辺の地域事情を踏まえ、本事業の実施に伴う大規模な土地改変等のため放射性物質を飛散させるおそれを否定できないことから、予め当該山林の土壌等に含まれる放射性物質の状況等の把握に十全を期し、放射性物質による汚染の拡散を予防するため、必要な環境保全措置を綿密に検討して、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

また、本事業計画の実施に伴い放射性物質に汚染された残土、伐採木その他廃棄物等の発生が予想される場合には、予め関係機関等と調整した上、再利用する場合も含め安全な保管、処理及び処分の方法を綿密に検討して、それらの結果を準備書に具体的に記載すること。

#### 11 文化財について

対象事業実施区域及びその周辺には、伯母沢遺跡や金子石遺跡等の周知の埋蔵文化財の包蔵地の該当がある上、当該区域は広大であり、未知の埋蔵文化財が存在する可能性もあることから、土地の形質の変更は極力回避する計画とするとともに、事前に緻密な調査を実施する等、適切な措置を講じること。

#### 12 その他

- (1) 計画施設稼働後に、太陽光発電施設から反射光や放射熱が発生することにより、生活環境及び自然環境へ環境影響が相当程度及ぶことが懸念されるため、予め当該影響の有無、程度等について十分に検討を加え、その結果を準備書に具体的に記載すること。

- (2) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、道路事情が良くないため、資材の運搬等のために使用することが想定される道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (3) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等について予め検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (4) 対象事業実施区域周辺は農畜産業の盛んな地域であるため、本事業計画を進めるに当たっては、農業用水を含め農作物の栽培、家畜の飼育等に影響することがないように、その内容等の検討に十全を期し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (5) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。